

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日を除く)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)
第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二日

鳥取県知事 平林鴻三

| 指定年月日 | 名 称 | 所 在 地 |
|---------------|---------|-----------------|
| 昭和五十五年十一月二十五日 | ヤスダ内科医院 | 鳥取市湯所町二丁目四一〇 |
| " | 森下医院 | 八頭郡河原町大字河原一九七一三 |

鳥取県告示第十九十九号

次の事項に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四八年法律第百九号)第三条第二項の告示は、その効力を失つたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二日

鳥取県知事 平林鴻三

- ◆公示 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 大規模小売店舗の廃止
- 飼料の試験の結果の概要
- 土地改良事業計画の適否の決定(十件)
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- 都市計画事業の認可
- 建築基準法による道路の位置の指定(二件)
- 公 告 鳥取県林業改良指導員資格試験の実施

(第三種郵便物認可) 昭和55年12月2日 火曜日

公 告 鳥 取 県 報

| 届出者の名称 | 建物の名称 | 建物の所在地 |
|---------|--------|--------------|
| 株式会社マッヤ | マッヤ食糧店 | 鳥取市明治町1011-1 |

鳥取県知事第十一回印

栄養成分に関する検査

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和三十八年法律第二百四十五号)第一百一十一条第五項の規定に基て、昭和五十五年十月に取去した飼料の試験の結果の概要を、次のとおり公表する。

昭和五十五年十一月一日

鳥取県知事 平 林 雄

11

| 製造事業場等の所在地及び名称 | 取 去 場 所 | 飼 料 の 名 称 | 試 驗 結 果 の 概 要 | | | | | | | | | | 備 考 | | |
|------------------|------------------|--------------------------------|---------------|--------|-----|------|------|-------|--------|-------|---------|-------|-------|-------|--------|
| | | | 製 造 年 月 日 | 粗たんぱく質 | 粗脂肪 | 粗繊維 | 粗灰分 | カルシウム | りん酸性塩素 | 水溶性塩素 | ペプシン消化率 | D C P | T D N | M E | その他の検査 |
| 境港市外江町 3743の1 | 境港市外江町 3743の1 | くみあい標準配合飼料 育雛用前期 | 55.10 18.2 | 3.3 | 3.1 | 5.6 | 1.02 | 0.68 | | | | | | 2,810 | |
| 山陰くみあい 飼料株式会社 | 山陰くみあい 飼料株式会社 | くみあい配合飼料 育雛用付用 | 55.10 22.7 | 5.3 | 2.0 | 5.8 | 1.18 | 0.79 | | | | | | 3,000 | |
| | | くみあい標準配合飼料 パワーブロー後期 | 55.10 19.2 | 5.8 | 2.1 | 5.2 | 1.05 | 0.70 | | | | | | 3,030 | |
| | | くみあい配合飼料 肉種鶏成鶏用 | 55.10 16.7 | 4.1 | 3.1 | 9.3 | 2.78 | 0.62 | | | | | | 2,750 | |
| | | くみあい標準配合飼料 成鶏用エッグマッシュ16 | 55.10 17.2 | 4.0 | 2.4 | 11.2 | 3.60 | 0.77 | | | | | | 2,750 | |
| | | くみあい配合飼料 成鶏用 山陰コープマッシュ17 | 55.10 17.8 | 4.2 | 2.5 | 10.0 | 3.16 | 0.58 | | | | | | 2,760 | |
| | | くみあい配合飼料 ピグエースB | 55.10 17.0 | 3.1 | 1.9 | 4.1 | 0.60 | 0.53 | | | | | | 14.1 | 77.1 |
| | | くみあい配合飼料 種豚用ハイブリード | 55.10 15.7 | 3.0 | 3.9 | 5.4 | 0.77 | 0.64 | | | | | | 12.5 | 71.8 |
| | | くみあい配合飼料 和牛繁殖産1号 | 55.10 16.7 | 2.2 | 5.3 | 7.0 | 0.82 | 0.94 | | | | | | 13.3 | 67.1 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-------|------|-----|-----|-----|------|------|--|--|------|------|--|
| ■くみあい配合飼料 | 55.10 | 16.0 | 3.1 | 2.2 | 4.5 | 0.65 | 0.51 | | | 12.8 | 75.9 | |
|-----------|-------|------|-----|-----|-----|------|------|--|--|------|------|--|

注 1. 飼料の名称の欄中「■」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄中、栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第千百一号

昭和五十五年九月十六日付けで西伯町から申請のあつた土地改良(猪小路地区農業用用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百一号

昭和五十五年九月十六日付けで西伯町から申請のあつた土地改良(境地区農業用用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十一月三日から三十四日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十一月三日から三十四日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百三号

昭和五十五年九月十九日付けで河原町から申請のあつた土地改良（畦谷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十二月三日から三十四日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

鳥取県告示第千百五号

昭和五十五年九月十九日付けで河原町から申請のあつた土地改良（小泓地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百八号

昭和五十五年十月十七日付けで河原町から申請のあつた土地改良（前田地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二日

昭和五十五年十月十七日付けで河原町から申請のあつた土地改良（向畑地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十七日付けで河原町から申請のあつた土地改良（向畑農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

鳥取県知事 平 林 鴻 三

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十二月三日から三十四日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百十号

昭和五十五年十月十七日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（福岡下代）地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五

項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻

鳥取県知事 平 林 鴻

三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十五年十二月三日から三十四日間

三 縦覧に供する場所
溝口町役場

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

- 鳥取県告示第千百十一号
- 昭和五十五年十月二十三日付けで八東町から申請のあつた東地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二日

- 一 施行者の名称
東伯町
- 二 都市計画事業の種類及び名称

東伯都市計画公園事業 第五・五・一號東伯総合公園
申請人の住所及び氏名

事業施行期間

昭和五十五年十二月三日から昭和六十二年三月三十日まで

四 事業地

収用の部分 東伯郡東伯町大字田越字川崎、字大人、字ガボフガ峯、
字才ノ神、字奥谷、字狐畠、字西川、字下平山、字上平山及び字西谷並びに大字笠見字西御堂及び字上平ル地

内

使用の部分 なし

鳥取県告示第千百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十五年十二月二日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十五年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

株式会社湖東商事
代表取締役 森本和夫

先水路

八八・三〇メートル

延長

六・〇〇~六・二〇
メートル

一並びに六一四一六地

| 申請人の住所及び氏名 | 道路の位置の指定場所 | 道路の幅員及び延長 |
|------------------------------------|--|-------------------------|
| 鳥取市瓦町三五一 株式会社湖東商事 代表取締役 森本和夫 | 倉吉市上井字切り口六 一四一六及び六一四一 一並びに六一四一六地 | 幅員 六・〇〇~六・二〇 メートル |
| 先水路 | 延長 | 四九・〇〇メートル |

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十五年十二月二日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十五年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

公

告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年4月鳥取県条例第11号）第2条の規定により、昭和55年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和55年12月2日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

るもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験

研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等

学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験

研究又は教育

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する大学を除く。以下同じ。）において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者、若しくは当該課程を修める者のうち昭和57年2月11日までに卒業する見込みの者、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者、又は旧実業専門学校卒業程度検定規程（昭和16年文部省令第54号）、専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）、旧実業学校教員検定に関する規程（大正11年文部省令第4号）若しくは旧中学校、高等女学校教員検定規程（明治41年文部省令第32号）により林業に関する学科目の検定に合格した者

(2) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校、旧実業学校令（明治32年勅令第29号）による実業学校、旧高等女学校令（明治32年勅令第31号）による中学校を卒業した者又は旧中学校令（明治32年勅令第28号）による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）、旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）若しくは旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後、昭和56年2月12日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導
 (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めた者
 (注) 受験資格(3)により認定を受けようとする者は、出願書類に受験資格認定申請書を添え、昭和56年1月5日までに知事に提出すること。

2 試験実施方法

(1) 受験願書の受付期間

昭和55年12月15日（月）から昭和56年1月5日（月）まで

- (郵送の場合は、昭和56年1月5日までの消印のあるものは、有効とする。)
- (2) 受験願書の受付場所
鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県農林水産部造林課
- (3) 試験の日時
筆記試験 昭和56年2月12日(木) 9時から
口述試験 昭和56年2月12日(木) 13時から
- (4) 試験の場所
鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県庁会議室
- (5) ア 試験の方法
試験は、筆記試験と口述試験に分けて行う。
- イ 筆記試験は、学校教育法による大学卒業程度の林業技術及び林業常識について、次の項目により行う。
- | | |
|------|----------------------|
| 必須項目 | 林業経営、造林、森林保護、特殊林産 |
| 選択項目 | 林業機械、林産化学、木材加工のうち一項目 |
- ウ 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。
- カ 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。
- 3 出願書類
- (1) 受験願書
(2) 履歴書
- (3) 卒業証明書、卒業見込み証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書
- (4) 1の(2)に該当する者にあつては、1の(2)のア又はイの職務に従事した期間につき、受験資格を有することを証する職歴証明書
- (5) 写真(最近6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で、無台紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)
- 4 受験手数料及びその納付方法等
- (1) 受験手数料 1,000円
- (2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。
- (3) 既納の手数料は、還付しない。
- 5 合格者の公表
試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に公表するとともに、合格者に通知する。
- 6 その他
- (1) 試験に関し不正な行為があつた場合は、受験を停止し、又は合格を無効とする。
- (2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林水産部造林課又は最寄りの地方農林振興局林業課に照会すること。
なお、郵便で照会する場合は、返信用切手を同封すること。